会 議 録

惊	<u>ه</u> ک			
会	議	名		令和元年度第1回川西市子ども・子育て会議
(審議会等名)				
事	務	局		川西市教育委員会
(担	当	課))	こども未来部 こども支援課 内線(3442)
開	催日時			令和元年5月21日(火)15:00~17:00
開	催	場	所	川西市役所2階202会議室
				(会長)
出				農野寛治
席		委	員	(委員)
者				藤井孝、佐々木史恵、南博美、森友潔、石田誠、加茂文子、金山留美、大西ゆかり、山元
				浩司
				こども未来部長 中塚一司
	事務局			副部長 岡本敬子
				こども支援課長 岩脇茂樹 課長補佐 鳥越永都子 主査 池田次郎 主事 瀧下祐弥
	争伤问		71 I I I	こども・若者ステーション所長 木山道夫
				幼児教育保育課長 増田善則 参事 喜多川昌之 副主幹 岩倉明子 主査 松田亜希子
				社会教育課長 大屋敷美子 課長補佐 井関大悟
傍耶	徳の戸	丁否		(テ) 不可・一部不可 傍聴者数 5人
傍聴不	傍聴不可・一部不可			
の場合	は、	その	D理由	
				議事
会	会 議 次 第		第	(1)待機児童の状況について
				(2)留守家庭児童育成クラブについて
				(3)第1期川西市子ども・子育て計画の評価について
				(4)第2期川西市子ども・子育て計画第2章現状及び課題について
				(5)第2期川西市子ども・子育て計画第3章基本的な考え方について
	• • •			(1)待機児童の状況について報告
会	会 議 結 果			(2)留守家庭児童育成クラブについて報告
				(3)第1期川西市子ども・子育て計画の評価について報告
				(4)第2期川西市子ども・子育て計画第2章現状及び課題について承認
				(5)第2期川西市子ども・子育て計画第3章基本的な考え方について承認

1. 開会(15:00)

事務局のあいさつ、欠席者・資料の確認。臨時委員の紹介・あいさつ。

(1)待機児童の状況について 説明

(会長)

ただいまの事務局の説明に対し、何かご質問ございますでしょうか。

(委員)

確認なんですが、平成 31 年度の待機児童として 0・1・2 歳児が 26 名と一番多いと思うんですが、全国的な傾向と同じと考えていいということでしょうか。

(事務局)

全国の正確な数値を今持っておりませんが、3号認定に待機児童が多く出ているということは間違いありません。阪神間でも同じ傾向にあります。

(会長)

いくつかの子ども・子育て会議に出席させていただいておりますが、どの自治体でも 1・2 歳の待機児童が 多いという傾向がありますね。

育児休業が平成28年度の法改正で2歳まで取得できるようになったということもあり、0歳での待機児童が減ってきていると、そんな傾向も見られるようです。これまでは、保育所に早く入れないと子どもさんを預けられないというケースもあったとは思うのですが、最近は落ち着いてきているため、1・2歳が多いという風になってきているようです。

(委員)

資料 1 の 3 川西中学校区についてですが、定員数の方が児童数より多いですよね。枠はたくさんあるのに 待機児童が出ている理由は何なのでしょうか。

(事務局)

先ほど御説明の中で申し上げました企業主導型保育事業所につきましては、1件を除き、全て川西中学校区にあり、それら全ての園で定員が充足していない、そういった状況にあります。ここに記載しております定員には企業主導型の定員も含まれていると、そういったところから、利用希望者数に対して定員が多いにもかかわらず、待機児童が発生していると言えます。

(委員)

今のお話をお聞きして、企業主導型保育事業所には空きがあるにもかかわらず、そちらに皆さん行こうとしないということなのですが、やはり保護者にとっては認可の下りているところに入れることが安心という風に私は思います。

そう考えますと、中央部にたくさん企業主導型保育事業所ができてきてはいるんだけれども、市としての全体的なバランスがとても悪いのかなと思います。そこは川西市としてどうお考えなのかということと、今できている認定こども園についてですが、1・2歳の機児童が多いということは、いくら認定こども園ができても、

今の公立の1・2歳児の定員数が増えるわけではないので、そこでも待機児童解消が見込まれておらず、小規模保育所であるとか、企業主導型保育事業所での待機児童待機児童対策になるのか、それで本当にいいのかということを感じます。

(会長)

資料 4 の中で施設配置がありますが、多くの施設が川西市の中央部に集中していて、企業主導型保育事業所についても令和元年度中にいくつか開設すると。

企業主導型保育事業所については、以前から都道府県が窓口となって設置に関して取り扱っているということで、川西市さんとしてはどういう保育をしているかという情報を兵庫県から得て、市民に説明していく必要があるのかなとは思います。

そしてもう一点、3 号認定の待機児童について、企業主導型は規模が小さいですよね。ほとんどが 0~2 歳ということだと思うのですが、保護者にとっては 3 歳以上の保育が見通せないということも理由で選ばれないのかもしれませんし、ここは慎重に見ていく必要があるのではないかなと思います。

待機児童については国基準でカウントしていると思うのですが、いわゆる保留の方がどれくらいいるのかなども含めて考えながら、ガバナンスをやっていかないといけないと思います。

(会長)

委員の皆様、何かコメントはございますか。

(事務局)

事務局におきましても、ただいま委員と会長からご指摘いただいた部分には気をつけていきたいと考えて おります。

待機児童対策に関しましては、現在の5年間の計画上、提供区域を中学校区に設定しておりまして、平成29年度には、学区内にそもそも保育施設のなかった緑台中学校区に民間保育施設を誘致し、開設されております。

その後、各中学校区に限定して、小規模保育施設などを公募によって誘致をしてきたところですが、先ほどから議論となっております企業主導型保育事業所が平成 28 年度から開設が始まりまして、これにつきましては、これまでの認可保育施設と異なった形で、県が届け出を受ける形となっております。

別の会計の予算を活用して整備をするという国の施策の一つの打ち方なのですが、市の方も全く情報が来ないわけではございませんので、市民の方に情報提供を行いながら、可能な限り空いている施設をご利用いただけますよう、利用調整に努めていきたいと考えております。

また、今年度改めて策定作業に入っております次の計画では提供区域をどう設定していくべきかについて、 ご議論いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(委員)

企業主導型保育事業所のことに関しては、川西市は「中身が分からない」と以前からおっしゃっていました。

川西市として企業主導型もありますよと勧奨していくこと、それを促してほしいわけではなく、本当にそういう待機児童の解消の仕方でいいのかということを言いたかったわけです。

企業主導型保育事業所の保育がしっかりなされているのであればいいのですが、そこが不透明なところがあって、そこは本当に川西市の子供たちが入っていくということであれば、川西市が中身を見て指導をしていくということが必要なのかなと思います。

(会長)

ありがとうございます。国が進めてきたやり方を見ていますと、多様な参入主体、企業も含めて、いろんな 手立てを打つと、いろんな事業体が参入してこられ、一方で認定こども園についても4つのパターンを作り、 「地方の事情によって整備してください」ということで、大きな枠組みの中で、市町村さんがガバナンスして いくのは非常に難しい課題だなと考えております。そんな中でも、こう言った兆候が出てきている間に何か手 立てを打たないといけないと思います。

(委員)

よろしいですか。今の話の続きですが、432人の利用定員の中で、企業主導型の数字はどれだけ入っているのか教えていただけますか。それとできれば入園児童数ですね。大まかな数字でも結構です。

(会長)

先ほど利用定員は100人以上とおっしゃっていましたが。事務局いかがでしょうか。

(事務局)

利用定員につきましては2号3号含めて185人です。

(委員)

ありがとうございます。

(事務局)

委員の発言で、「定員が申込者数を上回っているにもかかわらず待機児童が発生しているのはなぜか」という趣旨のものがありましたが、根本的に、保育所は定員設定がございませんので、「川西中学校区にお住まいのお子さんで保育が必要なお子さんは川西中学校区内の施設しか利用できない」というルールがあるんでしたら、こういうことは発生しないのですが、保育所には園区設定はございませんし、保護者の就労状況によって、電車を使って大阪や神戸に出られる場合には、川西中学校区が起点となりますので、そういうところが大きな原因だろうなと思います。

そして、先ほどこちらから申し上げた企業主導型保育事業所の話も含めて、川西中学校区の状況が生まれて いると、そういうことだと考えております。

(会長)

何かご意見はございますでしょうか。それでは次の議題に参りたいと思います。

(2) 留守家庭児童育成クラブについて 説明

(委員)

確認ですが、施設が一つ増えているにもかかわらず定員の数が平成 30 年度と令和元年度が同じなのですが、これはどういったことでしょうか。令和元年の5月に「里っこクラブ」が新たに開設されたとのことですが、5月のいつ開設となっているのでしょうか。今は5月21日にちですが、この定員分が上積みされていると考えていいのでしょうか。

(事務局)

こちらにあげさせていただいている定員数は公設の分となります。現在民間は 5 クラブで定員数は 176 人となっております。

(会長)

兼ねてから学童保育については様々な場所で様々な方がやっていると思うのですが、川西市さんは公設分と民間分とこれに分けられているということですね。

(事務局)

その通りです。

(会長)

親御さんたちが集まり、学童保育を設定しているものはないのですね。

(事務局)

民間は事業者さんがやっているものだけで、保護者さんが主体となっているものはありません。

(委員)

質問ですが、令和元年で公立 1,058 人の定員で、この中には民間は入っていない。176 人の民間はいっぱい 入っているのですか。

(事務局)

5 クラブで 106 人と聞いております。

(委員)

空きのある民間があるということですね。

(委員)

待機者数が年度始めということで、保育所とは異なり、流動的なのかなという印象を持っているのですが、 79人の待機児童は次第に解消されていくものなのか教えていただけますか。

(事務局)

やはり年度当初は多く、夏休みを過ぎると減っていくという傾向があります。昨年度でも年度末には待機児 童はほとんどないという状況でした。

(委員)

川西養護学校で「こんぺいとう分室」があると思うのですが、川西養護学校ではやっておらず、待機児童数はいると、この人たちはどう現認されているのですか。

(事務局)

川西養護学校は清和台南小学校の分室として捉えさせていただいております。ただ、今待っていただいている方につきましては、医療的ケアが必要な方で、看護師さんがいない状況の中で、お待ちいただいているとい

う状況です。

(会長)

今後の見通しはいかがですか。

(事務局)

看護師を見つけるのは厳しい状況がございます。それとあわせまして、指導員を配置しないといけないのですが、そちらも厳しい状況です。

(会長)

医療的ケアが必要で学童保育が必要な子どものサポートは必要と思われますので、ご尽力いただきたいと思います。働くニーズが増える中で、学童保育のニーズも増えていくと思いますので、そのあたりも視野にお考え頂けばと思います。

(3)第1期川西市子ども・子育て計画の評価について 説明

(会長)

何かございますでしょうか。

(委員)

資料 3-1 の 2 ページ目 4 と 5 なのですが、「川西の子育てがしやすい」という人が半数いるにもかかわらず、「支援が充実していない」という人が 3 割いらっしゃるんですね。これは出生率にも響いてくると思います。

そうすると、認可・無認可の施設が60強あると思うのですが、小学校も例外ではなく、これまで話にあった学校の統廃合も現実化してくると考えられます。これからはこのあたりを充実していかないといけない。そこで質問なのですが、この充実していないというのは、何を持って充実していないとお考えでしょうか。

(事務局)

アンケートは市民調査から得られたもので、選択肢から選ぶことで数値化しておりますので、ここから直接 把握しているものはありません。

(事務局)

子育て支援の充実として想定しているものとしては、児童手当、ひとり親家庭の支援、医療関係の支援、子育て支援事業などですが、川西市は少し不足しているものがあるのかなと考えられます。

こういったアンケートでは、「これだからこれ」というのは難しいとは思います。一方で、現在進めている 保育所や認定こども園施設の整備はそれに寄与するものかと思いますので、待機児童が解消できれば、上向い てくるのかなと考えております。

(事務局)

別の調査にはなるのですが、資料4の20ページに具体的な市民の望む子育て支援施策について記載しております。パーセンテージが大きなものをご紹介いたしますと、「子どもだけで安心して遊べる居場所作りをしてほしい」「幼稚園や保育園にかかる費用負担を軽減してほしい」「公園や歩道の整備をしてほしい」「児童手

当をもっと充実してほしい」などとなっております。

(会長)

いろんな自治体で市民の意識調査を行っていますが、市民の方はこの施策は国、この施策は市と、そんなことはあまり考えていないと思うんですね。

なかなかその中で、具体的にこの施策が影響していると考えるのは難しいとは思うのですが、次の協議事項とはなりますが、資料を拝見しますと、子育てに関するアンケート調査結果の中で、子育てしている方のネットワークが川西市さんの強みであることがわかりますが、こういったものは、調査に加え、市民の皆さんと接する中で感じることなどから推測していくしかないのかなと思います。

少し気になったのは、乳幼児の健康診査の受診率なのですが、目標値が99パーセントとのこと、ここがプラットフォームとなるのかなと思います。そんな中お聞きしたいのですが、川西市には母子保健包括支援センターはございましたか。

(事務局)

昨年9月にこども・若者ステーションをオープンしまして、基本型と母子保健型を行っております。

(会長)

なるほど。ということは妊産婦さんから若者まで一括してそこを拠点に見守るという体制ということですね。一般に、スクールソーシャルワーカーは公立の学校を拠点とするというという考えもあるんですけれども、小学校は私立の小学校に通う子どもいるんですよね。ですから、私立の小学校の子が抜けてしまったりする。

ですから、母子保健の段階でしっかりとプラットフォームを作り、若者も含めた見守りの体制を作るというのはとても大事なことだと思います。

(委員)

資料 3-1 の児童手当受給資格者に対する全部支給の割合についてですが、こちらの全部支給と一部支給の 割合は現在いかがでしょうか。

(事務局)

大体今同数程度です。ですので、平成 29 年度実績値としては端数切り捨ててはおりますが、50 パーセントとなっております。ただ、ご存知の通り平成 30 年 8 月以降所得制限の枠が広がりましたので、次の 30 年 31 年の実績としては、全部支給の割合がもう一度上向くかなと考えて居ります。

(委員)

ご家庭の収入が上がるような施策を打って、全部支給の方が一部支給になるように努めるということでしょうか。

(事務局)

お見込みの通りです。ひとり親支援に関しても、就労支援などを行うことで、一部支給へ誘導していく、ひいては支出額が減少していくと、それを一つの目標として掲げているところです。

(委員)

目標値の43.7パーセントは比較的具体的に出されていると思うのですが、どのような算出を行っているのでしょうか。

(事務局)

これは算定した年度の直近のトレンドを用いる形で 43.7 パーセントと算出しておりまして、少し古い数値となっております。総合計画でも同じ指標を使っているのですが、昨年度策定されました後期の基本計画におきましては、見直しを行いまして、46.7 パーセントという数値を改めて活用しております。

(委員)

「子育てしやすいか」というところでは、保育所をたくさん作っても、保護者さんからは「やっぱり園庭がないとね」とか、立地もですけど、「大事なのは子どもがどんなにのびのび遊べるか」ということを結構聞きます。「どんな園に行っても大切に見てくれる」とは言っても、小さくても庭があって、緑があってというところで遊ばせたい。

アンケート結果を見ても、「公園がない」「ボール遊びできるところがない」。私も市の中心部に住んでいるんですけれども、孫を預かっても行くところがない。プレイルームに行っても狭い。ちょっと子どもを連れて、行くところ、子供がのびのびできたり、走り回れるところがない。

だから、少々定員がいっぱいでも、そこよりは庭のある施設に行きたいとか、子育て支援に関する考えに足りないところがあるのかなと思います。

(会長)

今 FMCOCOLO で川西の宣伝をしていますよね。自然が豊かであるとか、都会から近いとかそういうことを言っていると思うのですが、ポテンシャルはあると思うんですけどね。

(4)第2期川西市子ども・子育て計画第2章現状及び課題について 説明

(会長)

何かございますでしょうか。

(委員)

23 ページのところなのですが、今幼稚園の現場では先生がいない状況で、留守家庭児童育成クラブもそういう状況だと思うのですが、資格を問わないという形になってきていて、それは質のところに関わってくるのかなと思います。

(会長)

23 ページ、子どもへの良質な教育・保育の提供についてにおいて、人材確保と育成という視点が欲しいというご意見ですが、今どちらも先生方が足りないと困っているようですね。

(委員)

今委員がおっしゃったように、資格を問わないというのは深刻なことだと思うんですね。全国的にもそうだと思うんですが、川西市としてそれに対する施策を行うことはないのかということをお聞きしたい。

(事務局)

おっしゃるように人材不足が深刻な問題となっているのは認識しております。様々な対応が必要かと考えてはおるんですが、採用活動をしっかりするとか、人材育成をしっかりするとかそういったことはしているつもりなんですが、対策として何か新しいものは打ち出すということはできていない状況です。

(委員)

他市の状況ですが、保育所の関係で言えば、いろんな人を確保する施策を考えている自治体も多いようで、 例えば家賃補助をしてみるとか、就職した時にお祝い金を出すとか、人を寄せるための施策を実施しているようです。川西市の近隣ではほぼされていると思います。

人手不足は何年も前から言われていて、民間保育所なんかも深刻な状況で一時預かり事業を見ても預かり たいけど預かれないなんていう園も出てきて、どうしたら川西市で人が働いてくれるのか考えないといけな いと思います。

(会長)

大きく市町村の政策にかかわる部分で合意形成も必要となってくると思うのですが、保育士認定試験について、都道府県が実施する認定試験で、地方型として県の中だけで保育士として働ける、そんな仕組みを作ったり、家賃補助などの手立てを打っているところもありますが、市としての政策合意もあるので、即答は難しい部分もあるはずです。

(委員)

実際に就職した職員が他市に流れてしまったりすることもあるんです。民間保育所は本当に深刻で、園長会が開催されると毎回その話になります。新卒採用についても、学校に求人案内を出しても受けてくれる学生さんがいない。人材確保については年々深刻になってきているように思います。公立保育所さんも人がいないという情報が耳に入ったりするので、これはちょっと市をあげて取り組んでいただかないと、保育の質が落ちてしまうのではないかなと思います。

(事務局)

今委員からご指摘がありました人材不足というのは、保育所はもちろんなのですが、学校も含めて、教育委員会の中での最重要課題、喫緊の課題として認識しているところです。国の補助を使って住宅補助をしているという自治体もございますし、それ以外にも川西市の方でも採用の中で経験者枠を設けたり、加配の保育士については資格を問わないという形にしているところです。

そういった中で、保育の質を保つために、採用された保育士さんをどのように育成していくか、流出を防ぐ ために、どういう風にやっていくかは大きな課題と思っております。

昨年も、民間さんと一緒に就職フェアをさせていただきましたし、潜在保育士の方の掘り起こし、どういう 条件が整えば地域にいらっしゃる人材が出てきてくれるのかということも含めて、今後力を入れてやってい きたいと考えています。

(委員)

よろしくお願いします。

(委員)

合計特殊出生率が県や国に比べて低いのですが、理由はあるのですか。

(事務局)

これにつきましては、低い状況が続いているところですが、しっかりした分析は行えていない状況です。

(委員)

根本的にはここを変えていかないと全てのことが上向かないと思うので、なんとかお願いできればと思います。

(事務局)

一つの傾向としては、一般に都市部で低く、農村部では高いとされます。国県は様々な地域を含むこととなりますので、それと比べれば相対的に川西市は低くなっているという状況です。

(委員)

川西市は住宅地もたくさんあるので、保育所を見ると、最近越してきたという方がすごく多いんですが、よ その市は保育所には絶対入れないので、「川西市では入られへんかな」と思ってくるのかもしれません。

保育所に入っている方は、多くのお子さんをお生みになったりします。安定して保育所に入れられたり、お 勤めになられると、もっと生みたいなと思ってくれるとは思うんです。

もちろん資源は限られるので、無茶なことは言えないなと思っていはいるんですけど、川西市がどんな形で生き残っていくのかと考えれば、先ほどから出ている「子育てしやすいまち」でやっていくしかないので、そこらへんをこの計画の中で、考えていかないといけないと思うんです。

(会長)

若い方が地元に残るという施策を国の方でも打って欲しいと思うんですが、現在は東京一極集中で、東京もやがて高齢化するということがいわれています。若い方が地元に残るというそういう誘導ができるよう、知恵を絞らないといけないんでしょうね。

- 若い方がいなくなる都市は消滅するなんかもいわれていて、困っている自治体も多くあるようですし、ぜひ 一度分析して要因を見つけていただけるとありがたいです。

(委員)

今聞かせていただいていた議論についてですが、小学校の現場でも非常に人材不足を感じます。私の学校は幸いにも全員揃っていますが、校長会なんかに出ますと、全員揃っている学校はほぼないように思います。

そこを他の職員が埋めていて、疲弊しているようですし、保護者の方が働きに出るというのは良い兆候だと は思うのですが、保護者の方が帰られるまでの子どもの安全安心をどう守っていくのか。

今私の勤める学校は地域がしっかりしているので、そちらの力を借りながらやっていますが、地域も高齢化してきていて、どこから手をつけていけばいいのかなというところは大きな課題です。

(委員)

教職員の不足の問題については、特に深刻なのは保育士。幼稚園の方はそこまで深刻ではないですが、離職率が高い。

今大学は保育所、幼稚園に学生を紹介するのに、非常に慎重になっているという情報を聞きます。教育実習に行った時の報告が学校に上がり、学校は、「この幼稚園、この保育所にこの学生を紹介したら、この学生にとって本当に良いんだろうか」、そう考える。

今まではそういったことはなかったのかもしれませんが、やはり、保育所・幼稚園等の評価を大学がしてい

るということもあるようです。

非常に評価の低い施設から求人票が来ても、それは学校で公開をしない、学生に見せない。大学側が非常に 質の高いところに学生を入れたいという傾向が非常に強いからです。

保育所では非常勤の方も多い。川西市内でも毎週のように保育士と介護士が求人でトップで出ています。それを見ますと、事業者の責任ではあるのですが、正職員でも処遇が低いということがあります。

今、給料を多く出しますよと法人が言ったとしても、それで就職する学生は少ないと思います。今のスタイルなんでしょうが、これは事業者が反省すべきところで、嘆いているだけではいけないと思いますね。

ここには各団体の代表がいるわけですから、行政も含めて、どうすればいい人材が来てくれるのかということを一緒に考えていかないと、施設が出来てソフト面が追いついていかないという状況になってくると思います。そういうことにならないように、知恵を絞る必要があると思います。

そして、公立の場合、非常勤にいい時給を出しておられ、民間とはかけ離れている。これは公立だからで。 税から出ている。公立ベース、民間ベース、それらのバランスを考えていただけないといけない。民間も時給 は上がっていますが、公立はそれに比べても非常に時給が高い、それは是正していただきたいなと思います。

(会長)

ありがとうございます。

(5)第2期川西市子ども・子育て計画第3章基本的な考え方について 説明

(委員)

基本目標2の部分ですが、小学校との接続について、努力はしていただいているとは思うんですが、民間の保育園なんかは地域的な差がありまして、例えば学校から給食の試食や校内のイベントに呼んでいただいて行っている園もあれば、そういう声がかからない保育所があったりもするんですね。

先ほどから出ている企業主導型保育事業所にも年長さんはいるとは思うのですが、そう言った子どもたち はどうなっているのか、円滑に小学校生活に接続できるような方策を考えて頂ければなと思います。

(事務局)

園・所から小学校に上がる際に生じる「小1プロブレム」、円・所、学校それぞれが、お互いの学習のカリキュラムをあまり知らないことから生じるのですが、なかなかうまく繋がっていない、例えば、幼稚園ではリレーをやっていたのに、小学校一年生ではかけっこにもどる、そういった「これまでやってきたのにまたーから」ということが起こらないようにしていきたいと思います。委員が今おっしゃっていたような部分、「公立だからできる」ではなく、すべての園・所で行えるようにしていかないといけないと考えています。

(会長)

就学前の教育と小学校の段階での教育が軟着陸・接続できるようなカリキュラムをぜひ組んでいただければと思います。

学力に関する考え方が変わってきている中で、その接続はとても大事だと思っています。現在、大学が変わらないと高校、中学、小学校も変わらないということで、大学の教育がドラスティックに変わろうとしています。

具体的には、知識ではない人間力、大学では学士力を確保しなさい、産業界では社会人基礎力を確保しなさいという形で、言葉を自在に操る力や理数系の力をつける「リテラシー」そういう地頭の部分と、努力する力や、何かを成し遂げようとする意志といった「人間力」の部分、あるいは実践力、やる気を自ら創出する力で

あったり、そういう人間力と両方となりますが、「ジェネリックスキル」、そういうものを高めていかないといけないとされています。

そういう時代になってきていて、うちの大学でもそういうスキルをアセスメントし、いろんな学生さんのコンピテンシー、リテラシーをどう伸ばすかということを一人ずつ見ていくようになっています。

ですので、知識を蓄えるのではなく、今後は考える力を養うことが求められていくのかなと思います。幼稚園では非認知的能力を高めなさいとされたり、就学前の教育と学校教育とそれがうまく接続できるような共通のものが考えられつつありますね。障害を持つ子どもにとっても、学校教育につなげる、そういうことを考えて欲しいと思いますので、ここはとても大事なところかなと思います。小学校との接続の仕組みをうまく作っていただきたいなと思います。

(会長)

確認ですが、「子どもの視点」ということですけれども、今回こども・若者ステーションを置かれて、切れ目のない支援を行うとのことですが、これは 18 歳までの子ども全てを対象とすると考えてよろしいでしょうか。ここでいう子どもは 18 歳までということでしょうか。

(事務局)

子ども・子育て計画に関しましては 18 歳までが対象となっております。それ以上に対する計画としては子ども・若者育成支援計画というものを策定しておりますので、そちらで取り扱っていくこととなります。

(委員)

資料 5 の基本的な視点についてですが、全部で 5 つあって最後に「すべての家庭と子どもの視点」という ものがあるんですが、これは虐待とか社会的擁護を取り上げる項目という理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

その通りです。

(委員)

そうでしたら、それに加えて障がい者に関する施策も付け加えていただくのはいかがかなと思います。

(会長)

とてもいい御指摘だと思います。平成 28 年の児童福祉法改正の中で、戦後 70 年以上経ってやっと基本的な考え方、理念か書き換えられました。

第 2 条のところで児童の権利条約の趣旨に則りそして子どもの意見表明権、そして子どもの最善の利益を 守ると、子どもの権利条約の条項のそういう視点が基本的な理念の中に書き込まれたんですね。

ですから、この表現ですね、子どもの権利条約に関する様々な内容というふうな観点で捉えてもいいのかなと思います。

障がいや経済的な課題や虐待であるとか、国は社会的なビジョンを策定し、都道府県がそれぞれ、子どもの権利を守る仕組みを構築しなさいと、そういう形になっております。そういったことを考えると、川西市さんは子供の人権オンブズパーソンを早くから取り組んでおられ、出前型で子どもの声を聞きに行くということをしてこられました。

これは全国的に見ても評価できることだと思います。ですので、子どもの権利を養護していく声を聞いてい く、そういう視点を入れるといいと思いますね。

(会長)
他にございませんでしょうか。ないようでしたら、事務局に進行をお返しします。
閉会 (17:00)
事務局あいさつ。
ずが向いviC フo